

三次市訓令第2号

三次市週休2日制工事実施要領を次のように定める。

令和6年3月27日

三次市長 福岡誠志

三次市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事において、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする週休2日制工事等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日制工事

ア 週休2日とは、対象期間において、4週8休（対象期間の28分の8の日数）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ウ 対象期間は、工事着手日（準備期間は含まない。）から工事完了日（後片付け期間は含まない。）までとし、次の(ア)から(ウ)までの期間は対象期間から除く。

- (ア) 年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間
- (イ) 工場製作のみが行われている期間
- (ウ) 災害時の緊急対応等，受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(2) 週休 2 日交替制工事

ア 週休 2 日交替制とは，対象期間において，技術者及び技能労働者が交代しながら 4 週 8 休（対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が 2 8 日分の 8 日の水準の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

イ 交替制による休日確保は，施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者及び技能労働者を対象とする。ただし，2 週間未満において従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。

ウ 雨天時等で休日とする場合においても，週休日とすることができる。

エ 対象期間は，工事着手日（準備期間は含まない。）から工事完了日（後片付け期間は含まない。）までとし，対象期間から除く日は，前号ウのとおりとする。

（対象工事）

第 3 条 対象工事は，次に掲げる週休 2 日制工事及び週休 2 日交替制工事とする。ただし，緊急対応工事等の現場閉所が困難な工事，対象期間が 2 週間未満となる工事，その他，週休 2 日制工事及び週休 2 日交替制工事の実施に適さない工事は除くものとする。

(1) 週休 2 日制工事

ア 発注者指定型 請負対象金額 1 億 5 千万円以上の工事は，原則，発注者指定型で実施するものとし，特記仕様書にその旨を明示した工事とする。

イ 受注者希望型 請負対象金額 1 億 5 千万円未満の工事は，原則，受注者希望型で実施するものとし，特記仕様書にその旨を明示した工事とする。

(2) 週休 2 日交替制工事

ア 受注者希望型 「週休 2 日制工事」での発注が困難な工事は，原則，受注者希望型で実施するものとし，特記仕様書にその旨を明示した工事とする。

(実施方法)

第4条 週休2日制工事及び週休2日交替制工事の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 週休2日制工事

ア 受注者は、受注者希望型において週休2日制工事を実施する場合、契約後速やかに工事打合せ簿により市へ申し出るものとする。なお、実施しない場合は、この訓令によらず施工するものとする。

イ 受注者は、工事着手までに週休2日取得が確認できる休日取得計画表（様式第1号。以下「計画表」という。）を市に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

ウ 受注者は、「週休2日制工事」である旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものとする。ただし、災害復旧工事の場合は、看板の設置は求めないこととする。

エ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

オ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

カ 受注者は、週休2日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で市に提出するものとする。

(2) 週休2日交替制工事

ア 受注者は、週休2日交替制工事を実施する場合、契約後速やかに、工事打合せ簿により市に申し出るものとする。なお、実施しない場合は、この訓令によらず施工するものとする。

イ 受注者は、「週休2日交替制工事」である旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものとする。ただし、災害復旧工事の場合は、看板の設置は求めないこととする。

ウ 受注者は、休日取得状況表（様式第2号。以下「状況表」という。）に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

エ 週休2日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

オ 受注者は、週休2日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で発注者に提出するものとする。

（経費等の補正）

第5条 発注者指定型の週休2日制工事を実施した結果4週8休以上（現場閉所率又は休日率28.5パーセント（8日／28日）以上）での経費を見込んで発注したが達成できなかった場合又は受注者希望型の週休2日制工事を実施した結果4週6休以上であった場合は、現場閉所実績に応じて別表第1及び別表第3に定める補正係数を乗じた額で変更契約を行うものとする。なお、土地改良工事積算基準（土木工事）（施設機械）を適用する工事においては別表第2及び別表第3に定める補正係数を乗じた額で変更契約を行うものとする。

2 週休2日交替制工事を実施した結果、達成できなかった場合は、技術者等の休日率（技術者・技能労働者の休日日数を対象期間で除した率）の平均の状況に応じ、経費のうち労務費及び現場管理費に別表第1に定める補正係数を乗じた額で変更契約を行うものとする。なお、土地改良工事積算基準（土木工事）（施設機械）を適用する工事においては別表第2に定める補正係数を乗じた額で変更契約を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（三次市週休2日モデル工事等試行要領の廃止）

2 三次市週休2日モデル工事等試行要領（令和5年三次市訓令第9号）は、廃止する。

別表第 1 (第 5 条関係)

各経費の補正係数

区分	費目	係数
4 週 8 休以上 (現場閉所率又は休日率 28.5% (8 日 / 28 日) 以上)	労務費	1.05
	機械経費 (賃料)	1.04
	共通仮設費	1.04
	現場管理費	1.06 (週休 2 日制工事)
		1.03 (週休 2 日交替制工事)
4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 (現場閉所率又は休日率 25.0% (7 日 / 28 日) 以上 28.5% (8 日 / 28 日) 未満)	労務費	1.03
	機械経費 (賃料)	1.03
	共通仮設費	1.03
	現場管理費	1.04 (週休 2 日制工事)
		1.02 (週休 2 日交替制工事)
4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 (現場閉所率又は休日率 21.4% (6 日 / 28 日) 以上 25.0% (7 日 / 28 日) 未満)	労務費	1.01
	機械経費 (賃料)	1.01
	共通仮設費	1.02
	現場管理費	1.03 (週休 2 日制工事)
		1.01 (週休 2 日交替制工事)

備考 労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工とする。

別表第 2 (第 5 条関係)

土地改良工事積算基準 (土木工事) (施設機械)

各経費の補正係数

区分	費目	係数
4 週 8 休以上 (現場閉所率又は休日率 28.5% (8 日 / 28 日) 以上)	労務費	1.05
	機械経費 (賃料)	1.04
	共通仮設費	1.04
	現場管理費	1.09 (週休 2 日制工事)
		1.03 (週休 2 日交替制工事)
4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 (現場閉所率又は休日率 25.0% (7 日 / 28 日) 以上 28.5% (8 日 / 28 日) 未満)	労務費	1.03
	機械経費 (賃料)	1.03
	共通仮設費	1.03
	現場管理費	1.07 (週休 2 日制工事)
		1.02 (週休 2 日交替制工事)
4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 (現場閉所率又は休日率 21.4% (6 日 / 28 日) 以上 25.0% (7 日 / 28 日) 未満)	労務費	1.01
	機械経費 (賃料)	1.01
	共通仮設費	1.02
	現場管理費	1.05 (週休 2 日制工事)
		1.01 (週休 2 日交替制工事)

備考 労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工とする。

別表第3（第5条関係）

市場単価の補正係数

実 施 工 事	名 称	区 分	補正係数※		
			4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
週 休 2 日 制 工 事	鉄筋工		1.01	1.03	1.05
	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
	インターロッキング ブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工（ガ ードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工（ガ ードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工（横 断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工（落 石防護柵）		1.00	1.01	1.02
	防護柵設置工（落 石防止網）		1.01	1.02	1.03
	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去・ 移設	1.01	1.03	1.04
	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
	法面工		1.00	1.01	1.02
	吹付砕工		1.01	1.02	1.03
	鉄筋挿入工（ロッ クボルト工）		1.01	1.02	1.03
	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
		剪定	1.01	1.03	1.05
	公園植栽工		1.01	1.03	1.05
	橋梁用伸縮継手装 置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮 継手装置設置工		1.01	1.02	1.04	
橋面防水工		1.00	1.01	1.02	
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01	
グルーピング工		1.00	1.01	1.01	
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	
コンクリート表面 処理工（ウォータ		1.00	1.01	1.01	

	ージェット工)				
週 休 2 日 制 工 事 (下 水 道 工 事)	硬質塩化ビニル管 設置工		1.01	1.02	1.03
	リブ付硬質塩化ビ ニル管設置工		1.01	1.02	1.03
	砂基礎工	人力施 工	1.01	1.03	1.05
		機械施 工	1.01	1.03	1.05
	碎石基礎工	人力施 工	1.01	1.03	1.05
		機械施 工	1.01	1.03	1.05
	組立マンホール設 置工		1.01	1.03	1.05
	小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
	取付管及びます設 置工	ます設 置工	1.00	1.01	1.01
		取付管 布設及 び支管 取付工	1.00	1.01	1.02

※ 土木工事標準積算基準の間接工事費の工種区分を適用する工事においては
, 現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じることとする。